

## 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成22年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により行うものとする。

(命令)

第3条 条例第10条の規定による命令は、命令書(第2号様式)により行うものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

勸告書

住 所

氏 名 様

大和市長 印

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例第9条の規定により、次のとおり勸告します。

なお、期限までにこの内容に従わないときは、同条例第10条の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

1 勸告の内容

2 期 限 年 月 日まで

命令書

住 所

氏 名 様

大和市長 印

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例第10条の規定により、次のとおり命令します。

なお、期限までにこの内容に従わないときは、同条例第12条の規定に基づき、2万円以下の罰金に処されることがあります。

1 命令の内容

2 理 由

3 期 限 年 月 日まで

備考 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。